

福岡市地球温暖化対策実行計画協議会設置要綱

(設置)

第1条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号。以下「温対法」という。）第21条の規定に基づく地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）の策定及び実施に関し必要な協議を行うため、同法第22条の規定に基づき「福岡市地球温暖化対策実行計画協議会」（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次の各号に掲げる事項について協議を行うものとする。

- (1) 実行計画の策定に関すること
- (2) 実行計画の実施に関し必要な事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、実行計画の推進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、温対法第22条第2項に定める者のうちから、市長が委嘱する委員をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任をさまたげない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議及びその議事要旨は、公開するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、環境局脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成27年11月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年7月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年7月15日から施行する。
(委員の任期の特例)
- 2 この要綱の施行の日から令和3年12月31日までに委嘱される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、令和3年12月31日までとする。

附 則

この要綱は、令和2年7月29日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月10日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。